

令和元年度機動調査結果（広島大学）

令和元年 12 月 18 日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第 7 節に定める機動調査は、緊急・臨時の案件が発生した場合に機動的に対応し、当該案件の関係機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものである。

2. 調査対象・内容等

[調査対象]

○ 広島大学

○ 同大学は、平成 29 年度履行状況調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備に未履行はないと判断された。しかしながら、令和元年 5 月及び 8 月に提出された研究費不正使用に係る 2 件の最終報告書において、謝金業務を実施する学生の勤務状況等の雇用管理が研究室任せになっていた、長期間他大学との旅費重複受給を防ぐことが出来なかったなど、機関の管理体制の運用に不備があったとされていたため、その重大性に鑑み、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、改めて同大学におけるガイドラインに基づく体制整備・運用状況について把握するため、機動調査を実施した。

[調査内容]

○ 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、以下の調査の観点に基づき把握した。

[調査の観点]

- ① 謝金業務を実施する学生の勤務状況確認等の業務については、研究室任せにならず、事務部門の牽制が働いているか
- ② 旅費支給業務について、事務部門の牽制が働いているか
- ③ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか、教育効果をどのように把握しているか、教育内容はどうなっているか
- ④ 内部監査にて、過去 3 年間同様の指摘が繰り返されている原因を把握しているか
- ⑤ 監事はどのように内部監査室と連携しているか、大学をモニタリングしているか
- ⑥ 不正防止計画の適切な実施、確認、見直しを行っているか
- ⑦ その他ガイドラインに基づく体制整備等自己評価チェックリスト項目の対応状況

[調査体制・方法]

○ 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、所要の調査審議を実施した。

- 機関が提出した最終報告書、過去3年間の内部監査結果及び機動調査事前質問事項の回答に基づき、「書面調査」及び「現地調査」を実施した。

3. 調査経過

平成31年3月26日	有識者会議 機動調査の実施方針の審議・決定
11月7日～	書面調査
12月2日	現地調査
12月18日	有識者会議 機動調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 広島大学については、平成29年度履行状況調査により、既にガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査体制の整備がなされていることを確認しており、本機動調査においても、責任体系の規定、不正防止計画の策定、「研究活動に関するハンドブック」等の作成など、所要の体制は整備されていることを確認した。
- 令和元年5月に提出された最終報告書に係る不正事案は、虚偽の出勤簿に、学生に押印させ、学生に支給された謝金を回収し、研究室の運営に使用していたものであり、不正行為者の公的研究費の使用に対する規範意識の欠如が原因であった。また、機関の管理体制の運用においても、学生等の雇用管理について、謝金実施計画書・報告書は事務室で保管し業務の都度受け渡すルールとなっていたが、手続きが煩雑であるという理由から、実施確認者である教員に常に渡したままとなり、学生等の雇用管理が研究室任せとなっていたなど、第三者からの実効性のあるチェックが働くシステムが適切に運用されていない部分があった。
- さらに、令和元年8月に提出された最終報告書に係る不正事案は、他機関から旅行依頼を受けるなど他機関から旅費の支給があることを知りながら、大学からも旅費を重複して受領していたものであり、不正行為者の公的研究費の使用に対する規範意識の欠如が原因であった。また、7年間もの間、重複受給を見抜けなかった点では、機関の管理体制の運用においても、旅費の出張申請及び報告時の事務局のチェック体制が不十分であったなど、第三者からの実効性のあるチェックが働くシステムが適切に運用されていない部分があった。今後とも当該部局のみならず全学的な対応として教職員の不正に対する意識改革が必要である。
- これらの事案に係る再発防止策については、上記の運用を改善することを含めて、「教職員に対するコンプライアンス教育」、「学生に対するコンプライアンス教育」、「研究費使用ルール等の周知の徹底」、「様式改定による他機関から旅費支給の有無の報告必須化」、「内部監査による用務先へのお出張事実の確認」となっており、実施計画を策定し順次実施していることを確認した。
- また、内部監査における指摘事項は、監査室から不正防止計画推進部署へ情報共有を行い、不正防止計画推進部署にて不正使用防止計画に基づき再発防止にかかる措置等の検討を行っていた。さらに、内部監査結果にて複数年度にわたり同じ内容の指摘等が繰

り返されていることについては、監査室と監事間で情報共有し、両者にて、改善に向け継続的に注視するなどの対応を検討していることを確認した。今後とも機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ることが必要である。

- 本機動調査の結果概要は以上のとおりであり、機関の管理体制の運用に不備があったため、履行期限を令和2年12月18日とする管理条件を付与するとともに、フォローアップ調査の対象として管理条件の履行状況をモニタリングすることとする。
- 今回の不正事案（謝金の架空請求、旅費の重複受給等）に対する再発防止策を確実に実施することも含め、「監査・モニタリングの充実に係る取組」、「監事との連携強化」など、公的研究費の管理・監査体制及び機関のガバナンス体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

5. 機関に付与する管理条件

- 令和元年5月及び8月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。
 - ・ 広島大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。
 - ・ 公的研究費に関わる構成員（教職員、学生等含む）に対するコンプライアンス再教育の実施、理解度把握に取り組むこと。
 - ・ 事務部門及び部局等において、研究室や教員が孤立又は閉鎖的な環境とならないよう業務支援を推進する体制や相談しやすい環境創出のため、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを再構築し、組織的に推進すること。
 - ・ 最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
 - ・ 内部監査結果を構成員全員に周知すること。
 - ・ 再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

6. 今後の取組

- フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について半年ごとに進捗状況の報告を求めて把握する。
- 調査の結果は、機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。